

権利擁護支援ネットワーク

ニュースレター

<http://kitami-shakyo.jp/>

2025年(令和7年)

1月 21日

No.18

1. 地域に身近な立場で温かな地域づくりと後見活動を担う市民・町民後見人を養成 ～新たに訓子府町・置戸町民を対象とした養成研修は19名が修了しました～

北見市・訓子府町・置戸町の住民を対象とした市民・町民後見人養成研修は令和6年10月27日

(日)に最終日を迎え、修了式では、全7日、延べ1,955時間の研修日程を終えられた受講生お一人おひとりに、修了証書が手渡されました。受講生の皆様からは、養成研修を終えたお気持ちや、今後の抱負などについてスピーチをいただきました。「皆さんが熱心に受講されていて、それが励みになりやり遂げることができた」「これから更に知識を深めて、少しでも貢献できるようになりたい」「学んだ知識を困っている方のために使っていきたい」などの想いを語っていただきました。

また、市民・町民後見人養成研修の開催にあたり、ご尽力いただきました講師陣や、毎回の開催準備にご協力いただいた「きたみ市民後見人の会」の方々に、事務局一同、心より感謝申し上げます。

次年度以降の養成研修に向けては、参加者や講師の方々からいただいたご意見を参考に、北見地域における支え合いのある温かな地域づくりに資する研修となるよう、運営委員会により検討してまいります。



▲第9期 市民後見人養成研修を修了されたみなさん

掲載内容

- 1 第9期 北見地域市民・町民後見人養成研修
- 2 養成研修修了後の新たな活動方法～個人受任～
- 3 令和6年度オホーツク管内市民後見人活動交流会
- 4 トピックス～成年後見制度利用までにかかる期間



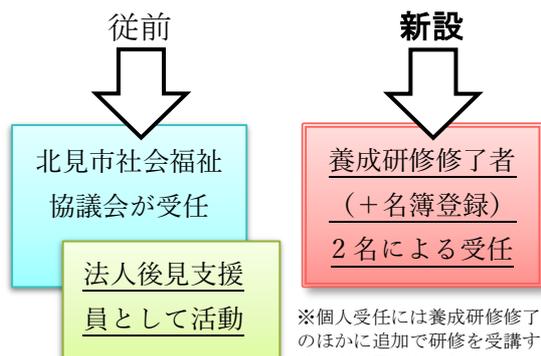
【第1～9期 市民・町民後見人養成研修受講者状況】

(R6.11.1現在)

開催期	年度	受講者数	修了者数
第1期	平成25年度	48	47
第2期	平成28年度	44	42
第3期	平成30年度	14	14
第4期	令和元年度	28	26
第5期	令和2年度	12	12
第6期	令和3年度	19	19
第7期	令和4年度	17	17
第8期	令和5年度	19	18
第9期	令和6年度	20	19
	合計	221	214

2. 市民・町民後見人養成研修修了後の後見等活動方法を新設

市民・町民後見人養成研修修了者



養成研修修了後の具体的な後見等活動を希望する方には、これまで北見市社会福祉協議会が行う法人後見事業の支援員として、職員と一緒に後見等事務に従事していただいていたことが、養成研修で得た知識等をさらに生かしていただくことや、住民による主体的な活動をより推進することなどを趣旨に、従前の支援員としての活動方法に加えて、1人の対象者(本人)に対して養成研修修了者2人で後見人等を受任する新たな体制【市民・町民後見人個人受任体制】を新設しました。

地域に身近な住民の立場で、支えを必要とする方の権利擁護を担う「市民・町民後見人」のさらなる活躍が期待されます。

3. 令和6年度 オホーツク管内市民後見人活動交流会を開催しました

令和6年11月13日（水）、『令和6年度オホーツク管内市民後見人活動交流会』を大空町で開催しました。今年度は会場参集により実施し、北見市・網走市・紋別市・美幌町・津別町・大空町の市民後見人養成研修修了者、行政関係者、各町の社会福祉協議会、計50名が参加されました。

基調講演では、成年後見制度推進バックアップセンター運営委員会委員 苫小牧市社会福祉協議会 古川 義則氏を講師にお招きし、「聞いてみよう！みんなのまちの市民後見」と題して苫小牧市での取り組みや実際の後見活動のエピソードなどをお話いただきました。その後、北見市・網走市・紋別市・津別町の市民後見人より、それぞれが受任している被後見人について活動報告を行いました。活動報告では、実際の活動や対応などを共有、また、それぞれの後見支援への思いや地域ならではの支援方法を聞くことができ、養成研修修了者にとって、今後の支援への更なる意欲に繋がる、有意義な時間となりました。



▲古川 義則氏

交流会後半では、後見支援をテーマとした社協職員による寸劇をふまえてグループワークを行いました。「家で生活したい」気持ちに寄り添った支援方法」について、参加者よりさまざまな視点での意見が出され、考察を深める時間となりました。



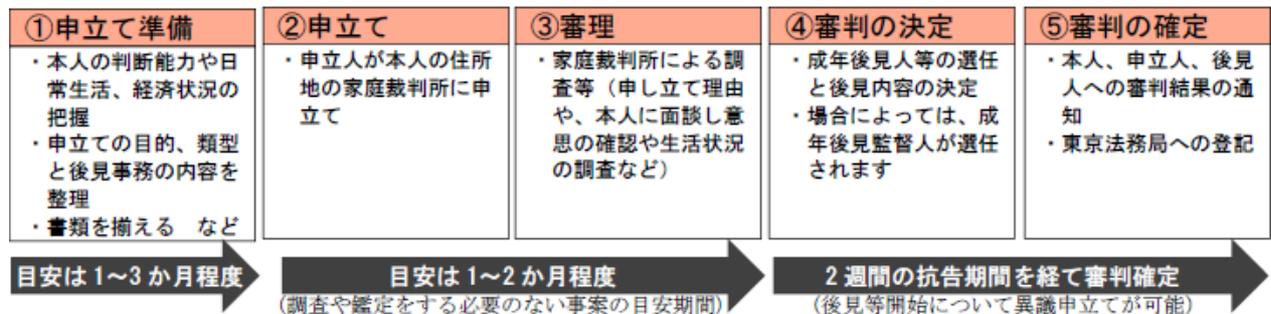
▲寸劇の1コマ



▲参加者の様子

参加者からは「これからも志を持って進みたいですよ」「このような励ましと学習の場があることは、孤独にならず、意義のあるものと感謝です」等の感想が寄せられ、3市2町の市民後見人が活動交流会をとおして一堂に会し、報告や意見交換の場を持つことで、市民後見人としての意識向上、スキルアップにつながる機会となりました。

★トピックス★ 成年後見制度利用までにかかる期間



申立て準備の期間や審理期間については、個々の事案により異なり、一概にはいえませんが、多くの場合、申立てから法定後見の開始までの期間は、4か月以内となっています。鑑定手続や成年後見人等の候補者の適格性の調査、本人の陳述聴取などのために、一定の審理期間を要することになります。

北見地域において首長申立てを行った事案では、統計上、申立てから審判決定までの期間は1~2か月以内が大半であることが把握できています。令和5年度の「~6か月」はいずれも4か月以内であり、保佐、補助類型であったことから、本人の陳述聴取にかかる日程調整等に時間を要したものと考えられます。

(参考) 首長申立から決定審判までの期間

	令和4年度	令和5年度	令和6年度(上期)	合計
~1ヶ月	17	21	2	40
~2ヶ月	24	15	11	50
~3ヶ月	3	18	4	25
~6ヶ月	0	3	0	3
年度合計	44	57	17	118



ホームページもご覧ください (URL : https://kitami-shakyo.jp/?page_id=6424)